



ひだまり便り

第51号(平成28年1月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

明けましておめでとうございます。会員の皆さまのご健勝と今年も良い年でありますようお願い申し上げます。

昨年も嬉しかったこと辛かったことが多くありましたが、何といってもノーベル賞受賞やラグビー日本代表の活躍など、喜ばしい話題が世の中を明るくすると改めて感じています。

一方国内外で大企業がごまかしを重ね結果として多大の損失を出し謝罪を繰り返しました。いかなる企業や団体であれ規模の大小を問わず常に不正は犯さない、という意識を育てる当たり前のことがつくづく大切であると思いました。

とは言え歳末はいつも通りやってきます。大晦日は我が家の恒例行事で親子3人がミュージア川崎シンフォニーホールで年越しコンサートで過ごし、息子も楽しめるミュージカル「サウンド・オブ・ミュージック」を主とした選曲で、満席の会場も楽しさに溢れました。終了後は東京タワーへ移動して夜空を彩るイルミネーションを眺め、すぐ近くの芝増上寺でしっかり平和祈願の初詣をしました。



障害者福祉の変遷

障害福祉の情勢も徐々にですが確実に進行しています。どのように変遷してきたのか、障害福祉制度および関連する事項について少し硬い文章になりますが振り返ってみました。

(参考文献 厚生労働省資料、内閣府資料)

1970年(昭和45年5月) 障害者基本法制定「理念の確立」

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・自治体等の責務を明らかにすることなどにより、障害者福祉の増進を目的として制定された。

その後この基本法は改正され、2004(平成16年6月)「何人も障害者に対して障害を理由として差別することなどをしてはならない」旨が追加された。

2011(平成23年8月)には、2006年(平成18年12月)国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向け、障害者の定義の拡大など国内法整備の一環として改正された。

2000年(平成12年4月) 介護保険制度 65歳以上の障害者は本制度で負担増

この制度は保険者を市町村、被保険者は65歳以上を第1号被保険者、40～65歳の医療保険加入者を第2号被保険者としている。財源は国などの公費から50%、被保険者は第1号22%、第2号28%をそれぞれ負担する。障害福祉サービスの利用者は65歳以上になると基本的には介護保険サービスの利用が優先される仕組みで、利用料の原則1割負担が生ずる。

但し、サービス内容や機能面で障害福祉サービスのみで介護保険にはないサービスは受けられる。

障害福祉サービスは低所得層の無料制度があり、利用者の大多数が無料となっている。



2000年(平成12年4月) 成年後見制度 ～「禁治産・準禁治産制度から本制度へ」

介護保険制度発足に伴い認知症高齢者の当事者能力の欠如によるサービス提供事業者との契約を法的に支援する必要上から制度化された。この制度は民法に基づく「法定後見」及び任意後見契約を定める法に基づく「任意後見」の2種類がある。法定後見には「後見」「保佐」「補助」の3類型と未成年を対象とする「未成年後見」があり、利用者の意思能力に応じて支援できる内容が異なる。

知的障害者もこの制度を利用することで生活上の不利益から守られるとされたが、近年は本人の意思決定支援の重要性から見直しの動きがみられる。

2003年(平成15年4月) 支援費制度 ～「措置から契約へ」

ノーマライゼーションの理念実現を目指し措置制度(行政による保護を定めた制度で行政処分と言われた)から、障害者がサービスを選び事業者と契約する支援費制度、即ち措置から契約の時代が始まった。発足2年後には財源問題などの理由による見直しがあった。

2006年(平成18年4月) 障害者自立支援法 ～「施設から地域へ」

障害者の福祉サービスの提供主体を市町村に一元化及び障害種別(身体・知的・精神)に拘わらず自立支援を図ること、障害者の一般就労への移行を目的とする事業創設など、働ける社会への支援を図り、国からの給付が「経費」となり財源が確保された。

2013年(平成24年4月) 障害者総合支援法 ～ 自立支援法を総合支援法へと改正

障害者の定義に難病を追加し、グループホームとケアホームの一元化による日中活動や夜間体制充実化を図るなど多くの改正が行われた。さらに付帯決議で「障害者の高齢化、重度化や親亡き後も見据えつつ——(中略)地域における居住支援などあり方について早急に検討を行うこと」と公的にも親亡き後について言及した。

2013年(平成24年10月) 障害者虐待防止法 ～ 障害者への虐待防止の公的宣言

国・地方公共団体・福祉事業所従事者等に虐待防止等のための責務を課し、かつ虐待を受けたと思われる障害者の発見者に通報義務を課すもの。さらに障害者の養護者(家族)が家庭内で虐待する事例も多く、虐待に至らないよう家族への支援も重要となっている。

2014年(平成26年1月) 国連障害者権利条約批准 ～ 日本も条約締結国に

国連は権利条約を2006年採択し国際ルール「障害のある人を権利の主体とする」を定め、日本は翌2007年署名し条約の存在を認めた。今回の批准により日本が条約の内容に相応しい施策を推進することを国連に約束した。

2016年(平成28年4月) 障害者差別解消法の開始 ～ 障害の有無を問わない社会へ

今年4月から施行される差別解消法は法の理念である(差別の解消)のため、国や地方公共団体の差別対策を義務化し、障害の有る人も無い人も互いに尊重し、共に生きる社会を作ることを目的とした。そのために、障害を理由に不当な差別や権利侵害を禁止する、障害者への必要とされる合理的配慮をする、国はそのための啓発や知識を広める取り組みを行うよう定めた。民間事業者は努力義務となるが違反行為は罰則の対象となる。

2016年 障害者総合支援法施行から3年後の見直し～ 社会保障費の財源確保が問題

3年経過後の今年4月に見直しが行われるが財務省は社会保障費抑制を提示しており、介護報酬改定についても厳しい論議がなされている。今後の展望に注目したい。

ひだまり主催第10回成年後見セミナーのお知らせ

日時：平成28年2月27日(土)9時30分～12時 長沼原勤労市民プラザ

テーマ：「転換期を迎えた成年後見制度にどう向き合い、どう利用するか」

講師：佐藤彰一氏(弁護士、國學院法科大学院教授、PACガーディアンズ前理事長)

お待ちしております！

